

鳥羽市国民保護計画

令和2年2月

鳥 羽 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の目的	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続き	2
4 用語の定義	2
第2章 市国民保護基本方針	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急処理事態	14
第6章 市地域防災計画との関係	16
第2編 平素からの備え及び予防	17
第1章 組織・体制の整備等	17
第1 市における組織・体制の整備	17
1 市の各課等における平素の業務	17
2 市職員の参集基準等	19
3 消防機関の体制	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 県との連携	22
3 近接市町との連携	22
4 指定公共機関等との連携	23
5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援	23
第3 通信の確保	25
第4 情報収集、提供等の体制整備	27
1 基本的考え方	27
2 警報等の通知および伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4 被災情報の収集及び報告に必要な準備	32
第5 研修及び訓練	34
1 研修	34
2 訓練	34
第2章 避難、救援に関する平素からの備え	36

1 避難に関する基本的事項	36
2 避難実施要領のパターンの作成	37
3 救援に関する基本的事項	37
4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	37
5 避難施設の指定への協力	38
6 生活関連等施設の把握等	38
第3章 物資及び資材の備蓄及び整備	40
1 市における備蓄	40
2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等	40
第4章 国民保護に関する啓発及び周知	41
1 国民保護措置に関する啓発	41
2 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発	41
第3編 武力攻撃事態等への対処	42
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1 市危機対策本部の設置及び初動措置	42
2 市対策本部への移行に要する調整	43
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
第2章 市対策本部の設置等	46
1 市対策本部の設置	46
2 通信の確保	52
第3章 関係機関相互の連携	54
1 国及び県の対策本部との連携	54
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
6 市の行う応援等	55
7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等	58
第4章 警報及び避難の指示等	58
第1章 警報の伝達等	58
1 警報の内容の伝達等	58
2 警報の伝達方法	59
3 緊急通報等	60
第2章 避難住民の誘導等	61
1 避難の指示の通知及び伝達	61
2 避難実施要領の策定	61
3 避難住民の誘導	63
第5章 救援	67

1 救援の実施.....	67
2 関係機関との連携.....	67
3 救援の内容.....	68
第 6 章 安否情報の収集及び提供	69
1 安否情報の収集.....	66
2 県に対する報告.....	69
3 安否情報の照会に対する回答.....	71
第 7 章 武力攻撃災害への対処	75
第 1 武力攻撃災害への対処	75
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	75
2 武力攻撃災害の兆候の通報.....	75
第 2 応急措置等	76
1 退避の指示.....	76
2 警戒区域の設定.....	77
3 応急公用負担等.....	79
4 消防に関する処置等.....	79
第 3 生活関連等施設における災害への対処等.....	81
1 生活関連等施設の安全確保.....	81
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	81
第 4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等.....	83
1 武力攻撃原子力災害への対処.....	83
2 NBC攻撃による災害への対処	84
第 5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処.....	87
1 武力攻撃災害への対処に関する基本的考え方.....	87
2 平素からの備え.....	87
3 武力攻撃災害への対処.....	87
第 8 章 被災情報の収集及び報告	87
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	91
1 保健衛生の確保	91
2 廃棄物の処理	91
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	91
1 生活関連物資等の価格安定	93
2 避難住民等の生活安定等	93
3 生活基盤等の確保	93
第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	94
第 4 編 復旧等.....	96
第 1 章 応急の復旧	96

1 基本的考え方	96
2 公共的施設の応急の復旧	93
第2章 武力攻撃災害の復旧	97
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	98
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98
2 損失補償及び損害補償	98
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	98
第5編 緊急対処事態への対処	96
1 緊急対処事態	99
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	99

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の目的

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）、その他の法令、法第32条第4項の規定に基づき示された国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）及び市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の目的

この計画は、法第35条第1項の規定に基づき作成するものであり、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成するものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・市が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・その他、市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え及び予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、鳥羽市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、**市**議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 用語の定義

表 1-1 用語の定義

用 語 等	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
事態対策本部	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出及びその他の人的又は物的災害
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
指定行政機関	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信及びその他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関
指定地方公共機関	都道府県内において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める計画

第1編 総論

避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
要配慮者	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等を指す。
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態をやむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動

第2章 市国民保護基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備えて、市国民保護計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合には、国の方針に基づき、県及び関係機関等と連携し、国民保護措置を実施する。

国民保護措置に関しては、次の点に留意し、取り組むこととする。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民を保護するに当たっては、国民の自由と権利を尊重することとし、それに制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民を保護するために生じた損失補償等については、できる限り迅速に、その救済に努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民を保護するために必要があるときは、国民に対し必要な援助等について協力を要請する。その際、国民は自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、国民を保護するに当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する方への対応について、留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民保護措置について、その自主性を尊重する。

(8) 安全の確保

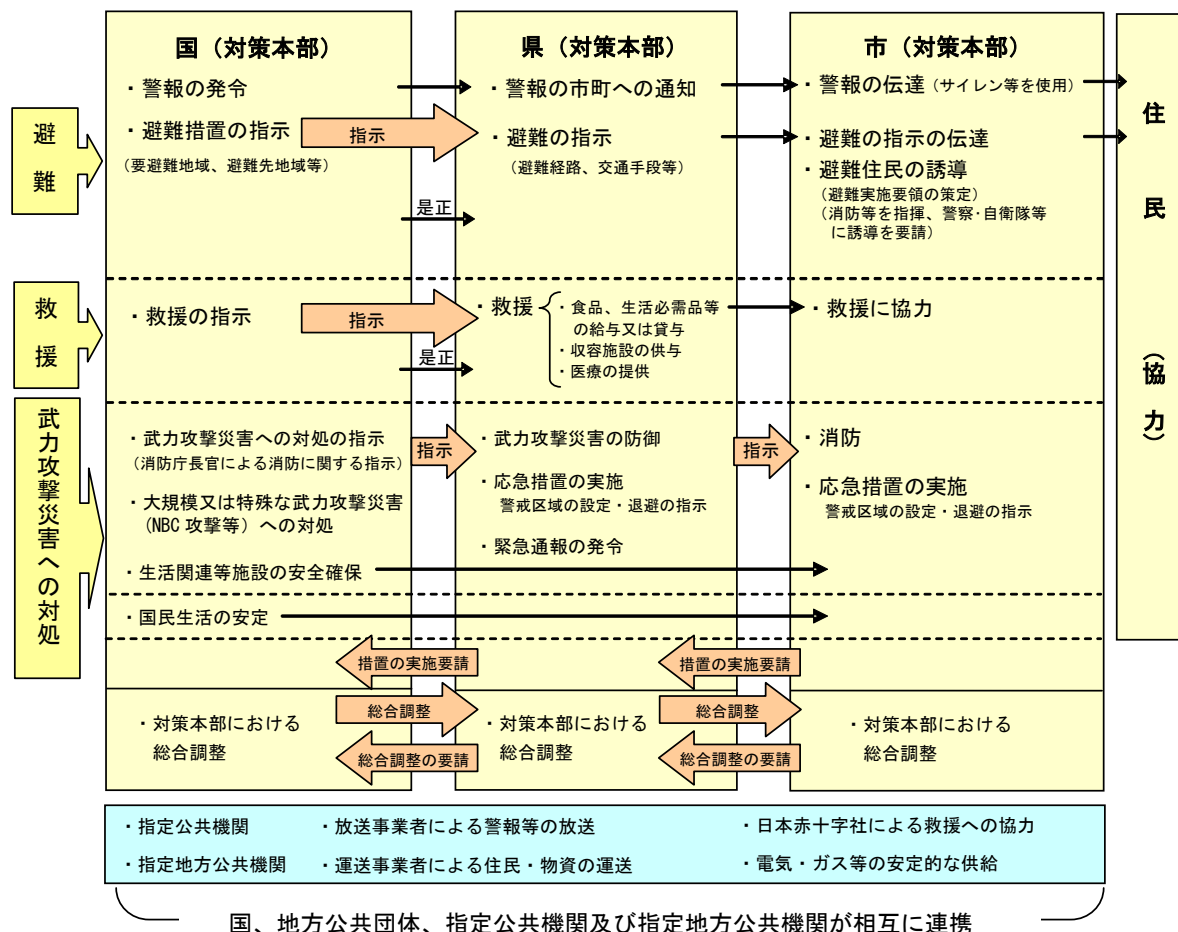
市は、国民を保護するに当たって、その措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、安全の確保に十分配慮する

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み



国民保護措置について、市は、次に掲げる業務を処理する。

表 1-2 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置及び運営 3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営 4 組織の整備及び訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

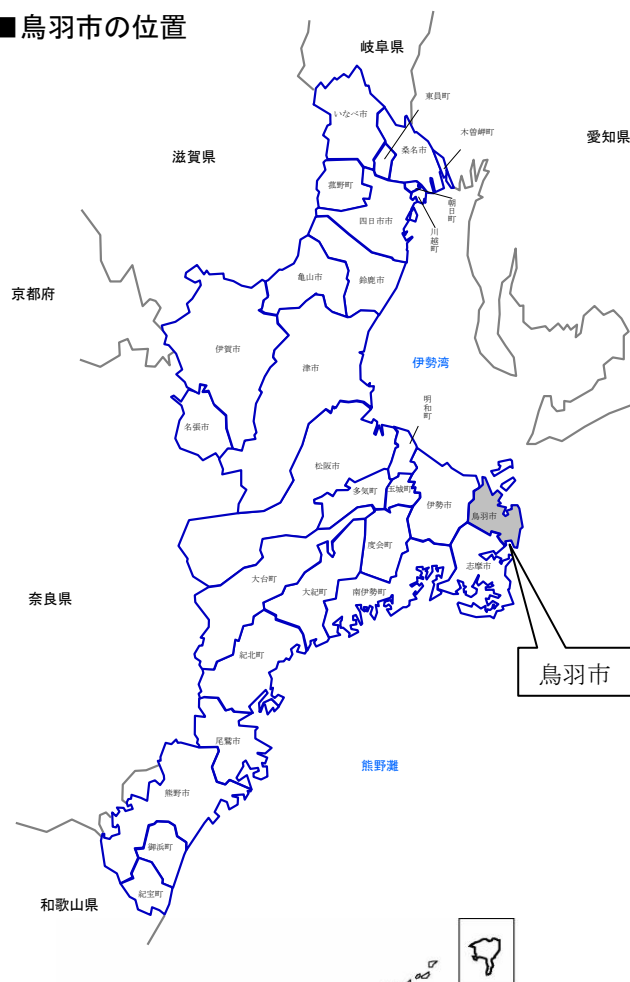
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

- 本市は三重県の東端部に位置し、志摩半島の北方向にあり、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面している。
- 市域は、神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、市東端の神島は、三重県最東部に位置しており、離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。
- 渥美半島から答志島の北側を、日本を分断すると言われる「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。また、朝熊ヶ岳(555m)によって伊勢市と境界をなし、志摩半島の最高峰の青峰山が志摩市との境界となり、これらの山地が分水界となる加茂川流域となっている。
- 山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚なリアス海岸となっている。岬や海底は、良好な岩礁部であるため、古くから豊かな漁場となり、海女漁が今日まで続けられている。また、黒のりなどの養殖業の先進地域として知られている。
- 本市の公共交通機関は、鉄道が近鉄線やJR線によって大阪、名古屋などの大都市圏と結ばれている。海上交通では、市営定期船やフェリーによって各離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、市民や観光客の移動手段として重要な役割を担っている。
- 市内を流れる主な河川としては、二級河川に加茂川、堀通川、紙漣川、大吉川などがある。加茂川は、鳥羽市松尾町の標高約200mの浅間山(せんげんさん)に源を発し、途中、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川の支川と合流して、伊勢湾に至っている。

■鳥羽市の位置



■鳥羽市の水系

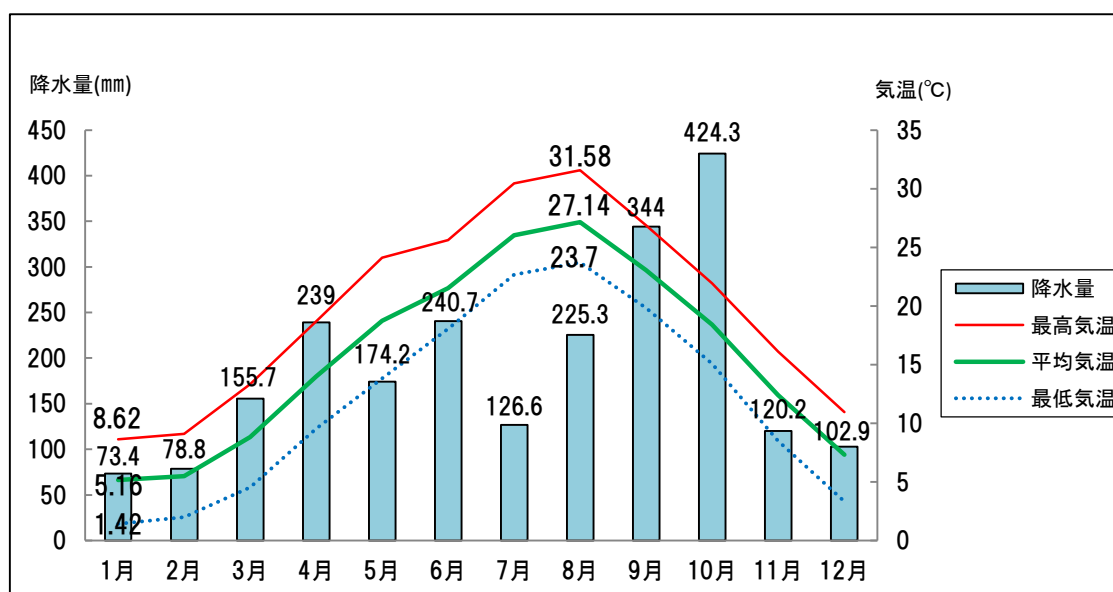


(2) 気候

本市は外帯地域※東側の海岸地帯に属しており、黒潮の影響で温暖な気候となっている。また、過去5年間（2013年～2017年）の年間降水量の平均値が約2,300mmと日本の平均的な降水量の約1,700mmを大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、8月が比較的少なく、10月に最大値がみられる。

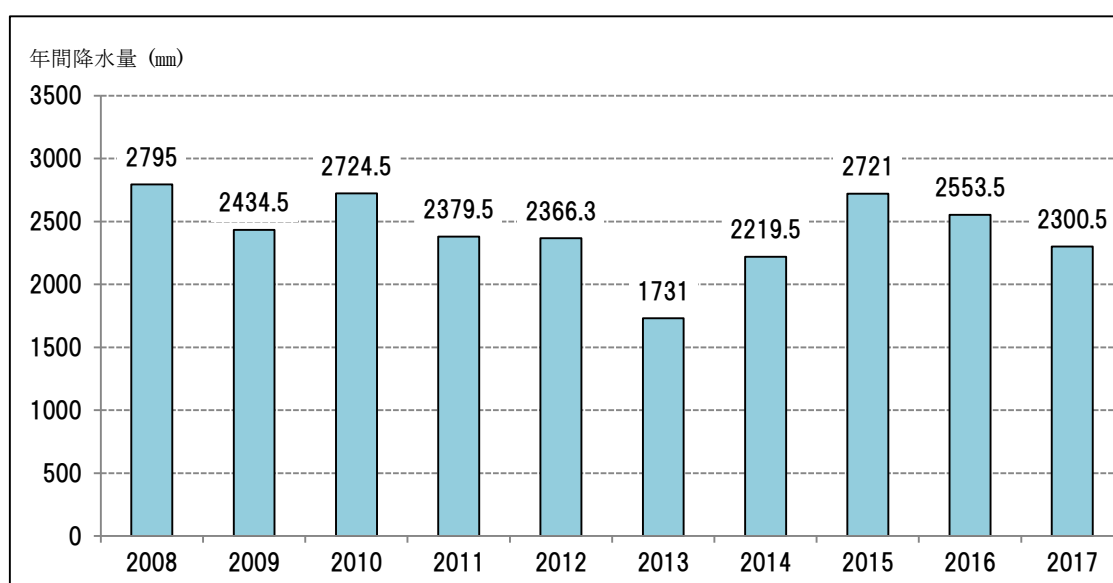
（※三重県は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。）

■過去5年間（2013年～2017年）の気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所）



■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）

出典）津地方気象台



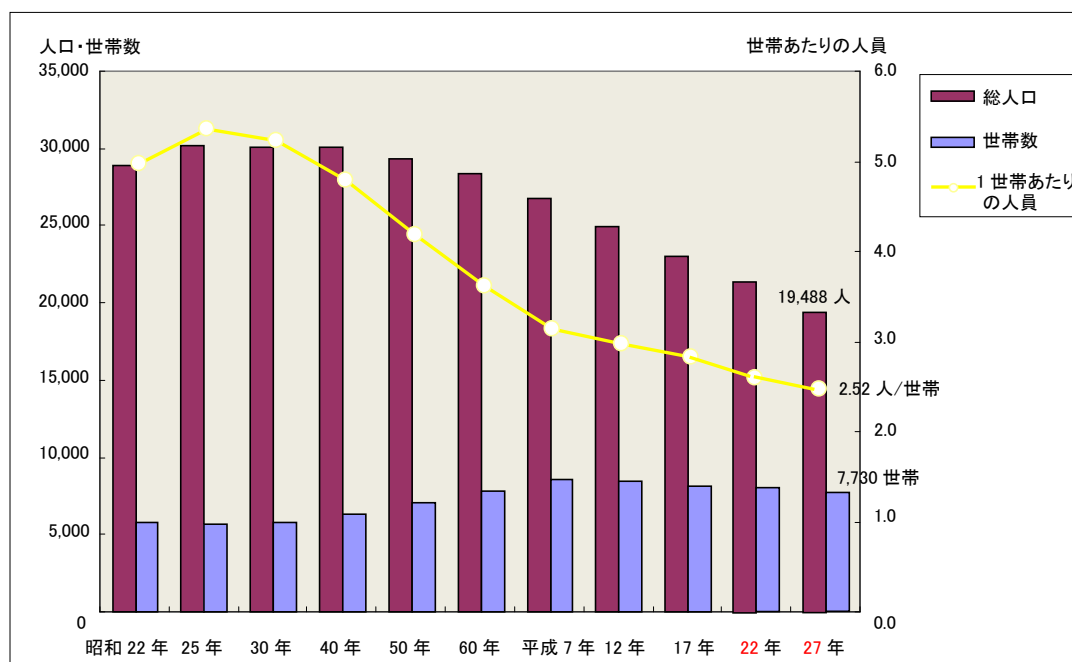
出典）津地方気象台

(3) 人口分布

本市の人口(国勢調査人口)は、昭和29年(1954年)から昭和40年(1965年)頃が3万人を超えるピーク時であったが、その後徐々に減少し、平成27年(2015年)の国勢調査確定値では19,448人となっている。世帯数は平成7年(1995年)にピークを迎えたのちに減少に転じ、平成27年(2015年)には7,730世帯となった。世帯あたり人員は減少が続いており、平成12年(2000年)には3人を下回り、平成27年(2015年)には2.52人/世帯となっている。

■人口・世帯数の推移

単位：人、世帯、人/世帯



出典) 国勢調査

年次	総人口 [単位：人]	世帯数 [単位：世帯]	1世帯あたりの人員 [単位：人/世帯]
昭和 22 年	28,931	5,823	4.97
25 年	30,222	5,651	5.35
30 年	30,121	5,761	5.23
40 年	30,098	6,297	4.78
50 年	29,346	7,011	4.19
60 年	28,363	7,865	3.61
平成 7 年	26,806	8,566	3.13
12 年	24,945	8,413	2.97
17 年	23,067	8,167	2.82
22 年	21,435	8,057	2.66
27 年	19,488	7,730	2.52

出典) 国勢調査

(4) 道路の位置等

幹線的な道路では、伊勢市及び志摩市に繋がっている国道42号及び国道167号が市内を南北に縦断している。国道42号では、市の北部から北西方面に延びる県道鳥羽松阪線と北に延びる伊勢二見鳥羽ラインで伊勢市と繋がり、松下J Cから白木I Cまでは第二伊勢道路が延び、国道42号とともに第2次緊急輸送道路に指定されている。南部では、国道167号から分岐し、沿岸部沿いに延びるパールロードと内陸部から延びる県道鳥羽磯部線の2本がそれぞれ南鳥羽へ通じている。

また、市内から伊勢志摩スカイラインが山間部を走り伊勢市に通じている。

(5) 鉄道、港湾、漁港の位置等

鉄道は、JR東海旅客鉄道と近畿日本鉄道が、名古屋・大阪方面と結んでおり、JR東海旅客鉄道は終点となっている。また、近畿日本鉄道は本市からさらに南下し志摩市まで延びている。

港湾は、鳥羽港として伊勢志摩地域への海の玄関口になるとともに、鳥羽港と4つの離島を結ぶ市営定期船や鳥羽湾周遊めぐりの発着港、一般船舶の泊港として機能している。

そのほか、4つの離島にある7漁港をはじめ市内の沿岸部には計13の漁港が点在している。

(6) 国際観光文化都市

市は、昭和29年11月鳥羽町を中心に加茂村、長岡村、鏡浦村、桃取村、答志村、菅島村、神島村の1町7村が合併した県内11番目の市であり、国際観光文化都市として、鳥羽水族館、ミキモト真珠島、志摩マリンレジャーイルカ島をはじめ、答志島、菅島、神島、坂手島の離島や日和山などの観光地が多く、年間約428万人の観光客、約173万人の宿泊客が訪れる伊勢志摩国立公園の一中心として発達しているこのため、外国人をはじめ訪れた観光客の安全、安心を優先して考える必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

表 1-3 対象とする武力攻撃事態

	定 義	特 徴 ・ 留 意 点 等
着 上 陸 侵 攻	・ 侵攻国が侵攻正面において、海上又は航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊等を上陸又は着陸させて、侵攻すること	・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、それに先立ち航空機及び弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲ リ ラ 及 び 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	・ ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるもの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの	・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 ・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関を含む。）並びに県及び県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

弾道ミサイル攻撃	・弾道ミサイルによる攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器(核、生物及び化学兵器)を搭載して攻撃することも可能	・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。 ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。
航空攻撃	・重要な施設の破壊等を目的として、航空機に搭載したミサイル等により急襲的に行われる攻撃	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生並びに拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
・危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
・ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・ 大規模集客施設等（レジャー施設、テーマパーク等）の爆破 ・ 主要駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等	
・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	放射性物質等	・ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	生物剤による攻撃	・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
	化学剤による攻撃	・ 化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第6章 市地域防災計画との関係

1 対象とする事態の相違

市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

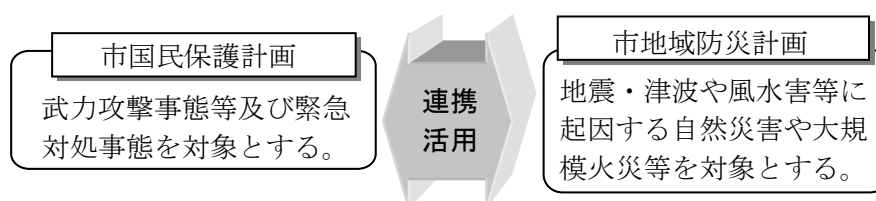
これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている鳥羽市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 市地域防災計画の活用

前項に示すように市国民保護計画と市地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

図 1-2 地域防災計画との関係



第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各課等における平素の業務

市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

表 2-1 市の各課等における平素の業務

課等	所 掌 事 務
総務課 [監査委員事務局 選挙管理委員会]	1. 本部長並びに副本部長への連絡体制の整備に関する事 2. 国民保護協議会の運営に関する事 3. 市国民保護対策本部に関する事 4. 避難実施要領の策定に関する事 5. 物資及び資機材の備蓄等に関する事 6. 広聴・広報体制の整備に関する事 7. 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 8. 職員の服務及び動員の調整に関する事 9. 他市及び関係機関との連絡調整に関する事 10. 自主防災組織の活動支援に関する事 11. 通信体制の整備に関する事 12. 職員の研修及び訓練に関する事 13. 避難及び救援等に係る体制の整備に関する事 14. 生活関連等施設の安全確保に関する事 15. 国民保護に関する啓発に関する事 16. 特殊標章等の交付及び管理に関する事 17. 職員の参集体制の整備に関する事 18. 国民の権利利益の救済に係る手続き等に関する事 19. 情報収集及び提供のための体制の整備に関する事 20. 関係機関の情報共有に関する事 21. 警報等の伝達に必要な準備に関する事 22. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備に関する事 23. 被災情報の収集及び報告に必要な準備に関する事 24. 大規模集客施設等に対する警報伝達のための準備に関する事
企画財政課 (会計課)	1. 安否情報の収集体制の整備に関する事 2. 情報の収集及び提供体制の整備に関する事 3. 国民保護措置関係の予算措置に関する事 4. 避難・救助活動に伴う、経費に関する事

第2編 平素からの備えや予防

企画財政課（会計課）	5. 国民保護措置関係の経費の出納に関する事
市民課	1. 陸上における避難住民・救助物資の輸送に関する事 2. ボランティアの連携に関する事
税務課	1. 避難所の運営体制の整備に関する事
環境課	1. 各処理施設等の安全管理に関する事
農水商工課	1. 農林業施設及び水産漁港施設の安全管理に関する事 2. 物資拠点の運営体制の構築に関する事 3. 民間事業者からの協力の確保に関する事
観光課	1. 公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立に関する事 2. 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立に関する事 3. 観光客等の避難誘導体制の確立に関する事 4. 帰宅困難者一時受入体制の確立に関する事
建設課	1. 道路橋架、河川、砂防施設等土木施設の安全管理に関する事 2. 復旧管理に伴う協定・協力に関する事 3. 運送経路の把握に関する事 4. 都市公園、市民の広場及び港湾施設の安全管理に関する事
定期船課	1. 船舶及び施設の安全管理に関する事 2. 船舶の配船体制の整備に関する事 3. 海上運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握に関する事
健康福祉課	1. 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 2. 社会福祉施設等の安全管理に関する事 3. ボランティア団体等に対する支援に関する事 4. 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 5. 医療及び救急体制の整備に関する事 6. 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 7. 医療機関との連携に関する事
水道課	1. 水道施設等の安全管理に関する事
教育委員会 （ 総務課 学校教育課 生涯学習課 ）	1. 教育施設等の安全管理に関する事 2. 児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 3. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 4. 避難所となる教育施設等の受入れ体制の整備に関する事 5. 社会教育施設等の安全管理に関する事 6. 保健体育施設等の安全管理に関する事 7. 避難所となる社会教育施設、保健体育施設等の受入れ体制の整備に関する事

消防本部 消防署	1. 武力攻撃災害への対処にかかる体制の整備に関する事（救急・救助を含む） 2. 住民の避難誘導體制の整備に関する事 3. 情報収集及び提供のための体制の整備に関する事 4. 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 5. 研修及び訓練に関する事 6. 国民保護の啓発に関する事
議会事務局	1. 議長・副議長及び各議員との連絡体制の整備に関する事

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表 2-2 市の配備体制

体 制	配備内容
①準備体制	国民保護担当課室職員が参集
②警戒体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③非常体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

表 2-3 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長である市長に事故があった場合には、副市長、教育長、会計管理者の順に指揮を執る。

(6) 職員の所掌事務

市は、表2-2 市の配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制**(1) 消防本部及び消防署における体制**

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等**(1) 国民の権利利益の迅速な救済**

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償及び国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を的確かつ迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項 目	救 済 内 容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項、第5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、鳥羽市役所処務規則の定めるところにより保存する。この場合において、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐため、適切な保存に努める。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難及び救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互

の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「三重県市町村災害応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内において事業を営む指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、志摩医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内の事業所における防災対策への取組を活用した国民保護への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった要配慮者への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、通信体制の整備等について定める。

(1) 通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、防災における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 通信体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
	武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。

運用面	・夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連携体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

情報収集、提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

2 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況及び被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

3 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する警報の伝達に配慮するものとする。

(2) 防災用情報システムの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災用情報システムの整備を図る。

(3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が

利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

表 2-6 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

表 2-7 安否情報収集様式(死亡住民)

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。

表 2-8 安否情報報告書

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

市町村名： 報告日時： 年 月 日 時 分

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合においては、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制(担当の配置、収集方法、収集先等)の確認を行う。

なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、把握するよう努める。

5 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の報告様式は、表2-9とする。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報収集及び連絡に対する正確性の確保等の必要な知識及び理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

年 月 日に発生した	による被害(第 報)						
年 月 日 時 分 三重県 鳥羽市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)							
(1) 発生日時	年 月 日 時 分						
(2) 発生場所	市 町 丁目 番 号(北緯 度、東経 度)						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第4 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、県等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員に対する研修等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(4) 消防団及び自主防災組織に対する研修等

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材及びeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関との連携を図りつつ、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等を人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努めるものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施に関しては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災、地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集・整備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

- ・市の地図
 - ※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ等
- ・市内の道路網のリスト
 - ※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト等
- ・輸送力のリスト
 - ※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ等
 - ※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ等
- ・避難施設のリスト
 - ※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト等
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト等
- ・生活関連等施設等のリスト
 - ※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの等
- ・関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- ・町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - ※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
- ・消防機関のリスト
 - ※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
 - ※ 消防機関の装備資機材のリスト
- ・要配慮者に関する避難支援計画

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、広域にわたる避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練等を行うことにより、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している要配慮者に関する避難支援計画を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力の関係を構築しておく。

(5) 学校及び事業所との連携

市は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所、学校等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所、学校等における避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成した「国民保護計画に係る三重県避難要領」及び「市町避難実施要領の手引き」に基づき、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合及び市が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容及び県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに避難に関する平素の取組と並行し、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努め、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県と連携して、市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して、市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

(3) 離島における留意事項

市は、離島における避難に関して、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の

住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全島民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

- ① 全島民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾等までの輸送体制

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

また、県に協力し、住民に対しても、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の方法について定める。

表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災対策部
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災対策部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境生活部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災対策部
	6号	放送用無線設備	総務省	防災対策部

第27条	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	雇用経済部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省	県土整備部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災対策部
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	防災対策部
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	防災対策部
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	防災対策部
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部(動物用医薬品に係わるもの)
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	防災対策部
	11号	毒性物質	経済産業省	—

※ 法施行令第28条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、当該施設滞在者の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、連絡体制の確認等の措置を実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄及び整備

市が備蓄及び整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、防災のための備蓄と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄及び防災のための備蓄を相互に兼ねるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材については、国がその整備及び整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町、事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果及び不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発及び武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮者に対しては、点字及び外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合及び地域においてテロが発生した場合等に住民に期待する行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社三重県支部、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。

市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合及び何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

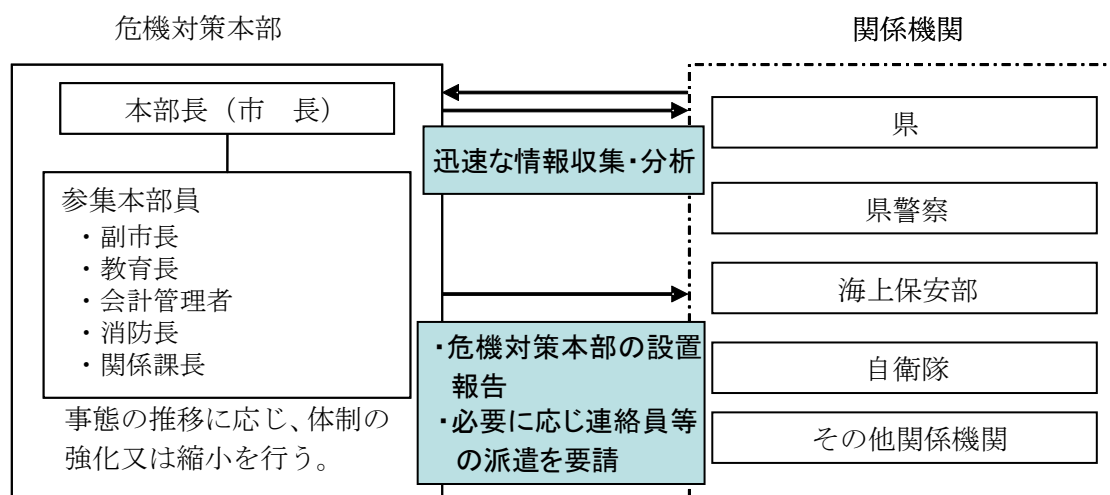
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約及び分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市危機対策本部の設置及び初動措置

(1) 市危機対策本部の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「市危機対策本部」を設置する。市危機対策本部は、市国民保護対策本部員のうち、総務課長等、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

図 3-1 市危機対策本部の構成



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 市危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、市危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助及び救急の活動状況を踏まえ、必要な応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県及び他の市町等に対し支援を要請する。

2 市対策本部への移行に要する調整

(1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

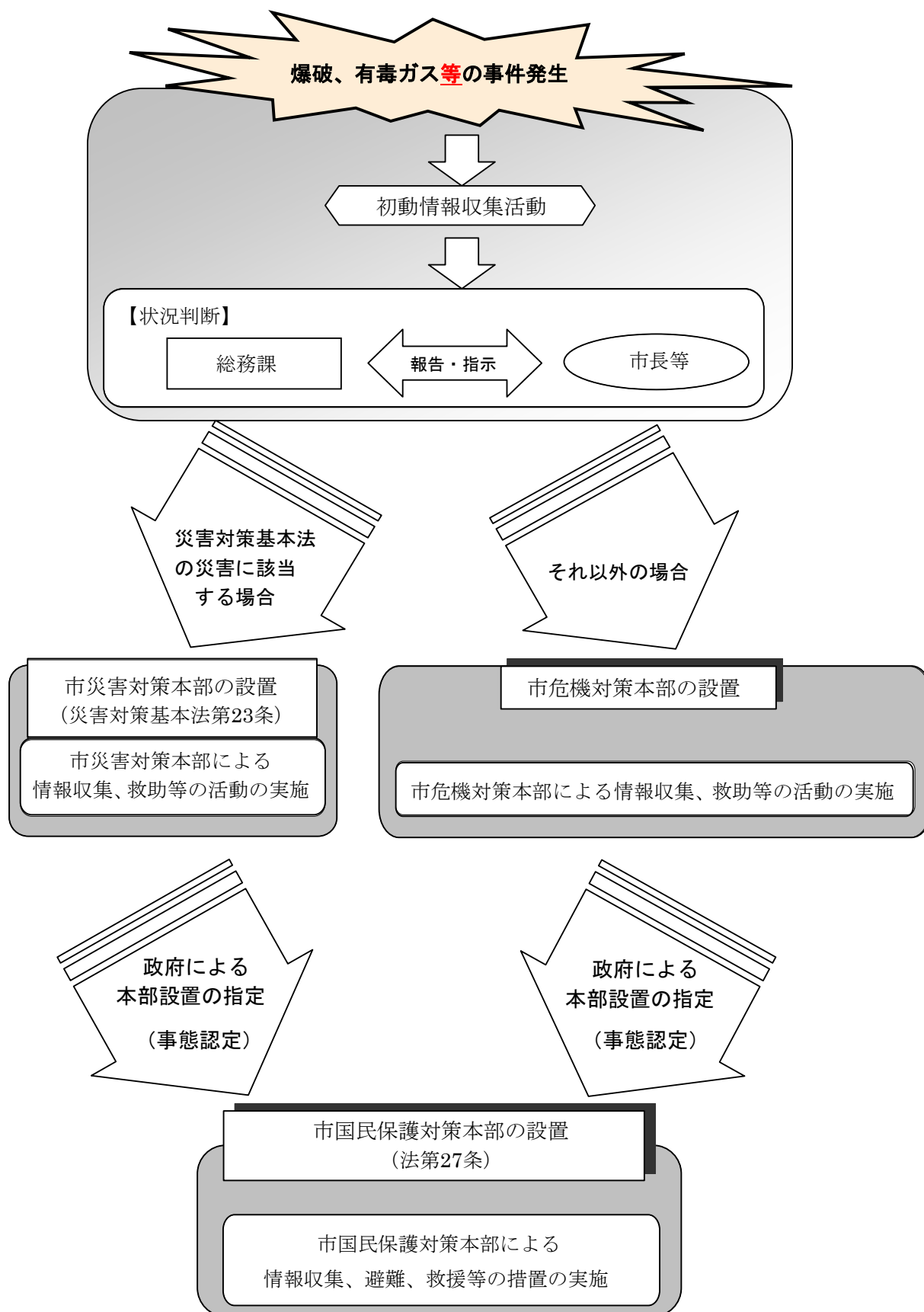
市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機対策本部を廃止する。

(2) 市地域防災計画に従い事態の対応を行っていた場合

市地域防災計画に従い、災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

図 3-2 危機発生時のフローチャート



3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知及び連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、市危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順及び市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に危機対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者(総務課防災危機管理室)は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎市長室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として、消防庁舎を指定する。

また、市の外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

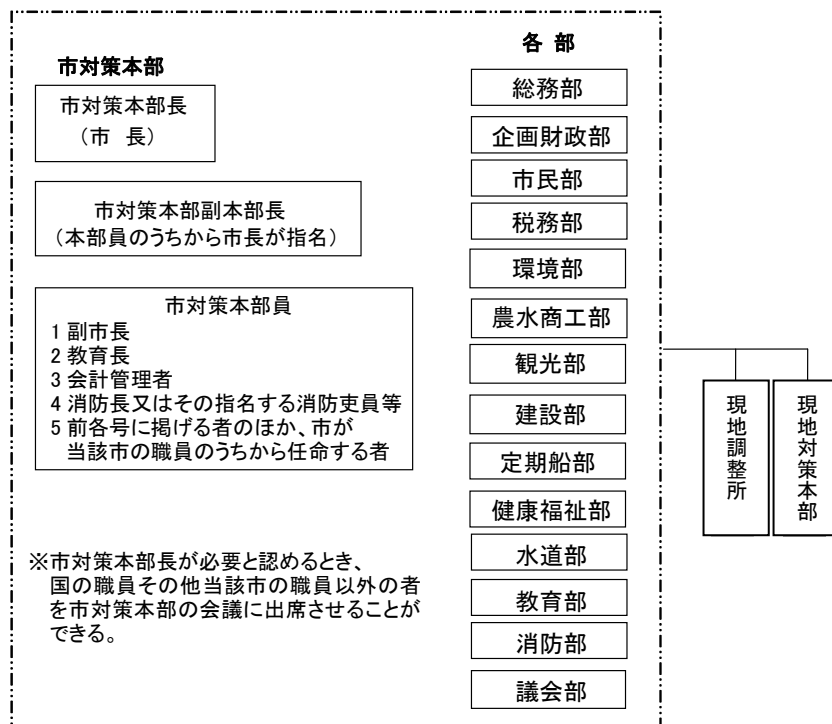
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

図 3-3 市対策本部の組織構成



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする。

表 3-1 市の各課等における武力攻撃事態における主要な業務

各部（部長）	所 掌 事 務	部 員
総務部 (総務課長)	1. 本部長並びに副本部長の秘書に関すること 2. 渉外に関すること 3. 本部内の連絡に関すること 4. 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること 5. 市国民保護対策本部に関すること 6. 避難実施要領の策定に関すること 7. 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 8. 職員の服務及び動員に関すること 9. 他市及び関係機関との連絡に関すること 10. 自主防災組織との連絡に関すること 11. 情報の収集及び提供に関すること 12. 避難及び救援等に関すること 13. 物資及び資機材に関すること 14. 収集した情報を踏まえ市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること 15. 市対策本部長が決定した方針に基づく各部に対する具体的な指示に関すること 16. 国民保護措置に関する調整に関すること 17. 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること 18. 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 19. 通信回線や通信機器の確保に関すること 20. 市対策本部員等の要員交替の管理に関すること 21. 市対策本部員の食料の調達等庶務に関すること 22. 特殊標章等の交付及び管理に関すること 23. 生活関連等施設の安全確保に関すること 24. 車両の確保及び配車に関すること	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員

企画財政部 (企画財政課長)	1. 国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関する事 2. 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事 3. 総務部の被災情報収集等の支援に関する事 4. 総務部の安否情報の収集に関する事 5. 国民保護措置関係の予算措置に関する事 6. 避難・救助活動に伴う、経費に関する事	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	1. 陸上における避難住民・救助物資に関する事 2. ボランティアの連携に関する事	市民課員
税務部 (税務課長)	1. 避難所開設体制の確立 2. 避難所運営支援体制の確立 3. 住家等の被害調査体制の構築	税務課員
環境部 (環境課長)	1. 災害に伴う公害発生防止に関する事 2. 死体処理に関する事 3. 廃棄物の収集運搬に関する事 4. 廃棄物の処理処分に関する事	環境課員
農水商工部 (農水商工課長)	1. 農林業施設の復旧に関する事 2. 家畜伝染病予防に関する事 3. 死亡獣畜処理に関する事 4. 農林業関係の被災調査に関する事 5. 水産漁港施設の復旧に関する事 6. 水産漁港施設の被災調査に関する事 7. 物資拠点の運営体制の構築	農水商工課員
観光部 (観光課長)	1. 公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2. 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3. 観光客等の避難誘導体制の確立 4. 帰宅困難者一時受入体制の確立	観光課員

第3編 武力攻撃事態等への対処

建設部 (建設課長)	1. 道路、河川、港湾等の状況把握に関する事 2. 道路橋架、河川、砂防施設等土木施設の復旧に関する事 3. 障害物の除去に関する事 4. 市有建築物の復旧に関する事 5. 応急仮設住宅の建設に関する事 6. 公共土木施設の被災調査に関する事 7. 都市公園及び市民の広場の復旧に関する事 8. 港湾施設の復旧に関する事	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1. 船舶及び施設の安全管理に関する事 2. 船舶の配船体制の整備に関する事 3. 海上運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握に関する事	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	1. 救助業務に関する事 2. 避難行動要支援者の避難誘導に関する事 3. 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 4. 保健対策に関する事 5. 防疫対策に関する事 6. 食品衛生確保対策に関する事 7. 栄養指導対策に関する事 8. 保健医療施設の応急復旧に関する事 9. 福祉施設等に入所している「要配慮者」の避難誘導に関する事	健康福祉課員
水道部 (水道課長)	1. 飲料水衛生確保に関する事 2. 上下水道施設等の復旧に関する事	水道課員
教育部 (教委総務課長)	1. 避難所となる教育施設等の受入れに関する事 2. 児童生徒の安否情報の収集及び提供に関する事 3. 児童生徒の避難誘導に関する事 4. 避難所となる社会教育施設及び保健体育施設等の受入れに関する事 5. 利用者の安否情報の収集及び提供に関する事	教育委員会職員
消防部 (消防長)	1. 武力攻撃災害等への対処に関する事（救急・救助を含む） 2. 住民の避難誘導に関する事	消防本部職員 消防署職員

議 会 部 (議会事務局長)	1. 議長、副議長及び各議員との連絡調整に関すること 2. 他の部への協力に関すること	議会事務局職員
-------------------	--	---------

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広聴広報体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

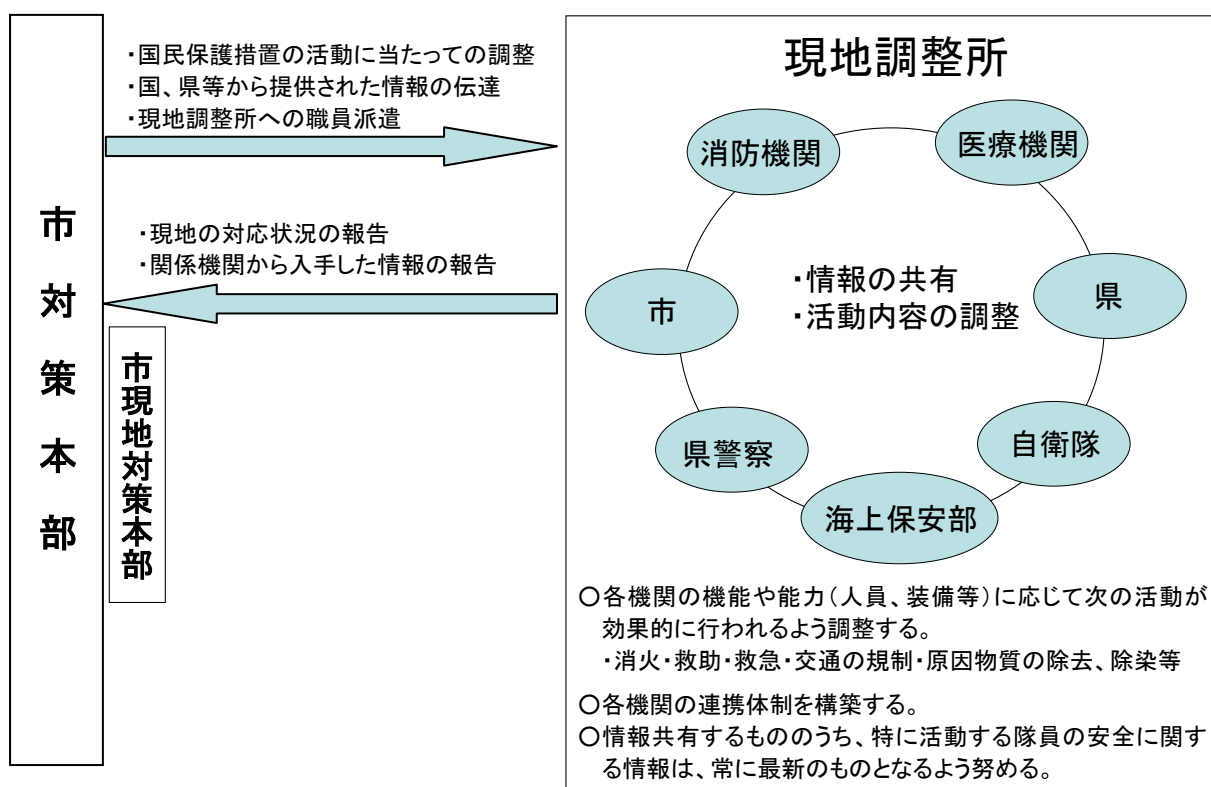
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

図 3-4 現地調整所の組織編成(例)



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

① 市内における国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市内における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線、インターネット、LGWAN等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省（東海総合通信局）及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国及び県の対策本部との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

- ① 市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。
- ② 市は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部などによる武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(以下「国民保護等派遣」という。)の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて三重地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の派遣の要請を行うときは、県を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合及び他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達及び自主防災組織、自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、国等の各種情報により、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

想定されるボランティア活動は、次のとおりである。

- ① 避難施設における救援物資等の搬送及び整理
- ② 避難所における炊き出し等の食事サービス等避難住民の生活支援
- ③ 要配慮者への支援
- ④ 被災地における被災住宅の後片付け等

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランテ

ィア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等

(1) 住民への協力要請

市は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助
- ・保健衛生の確保

(2) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県、関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

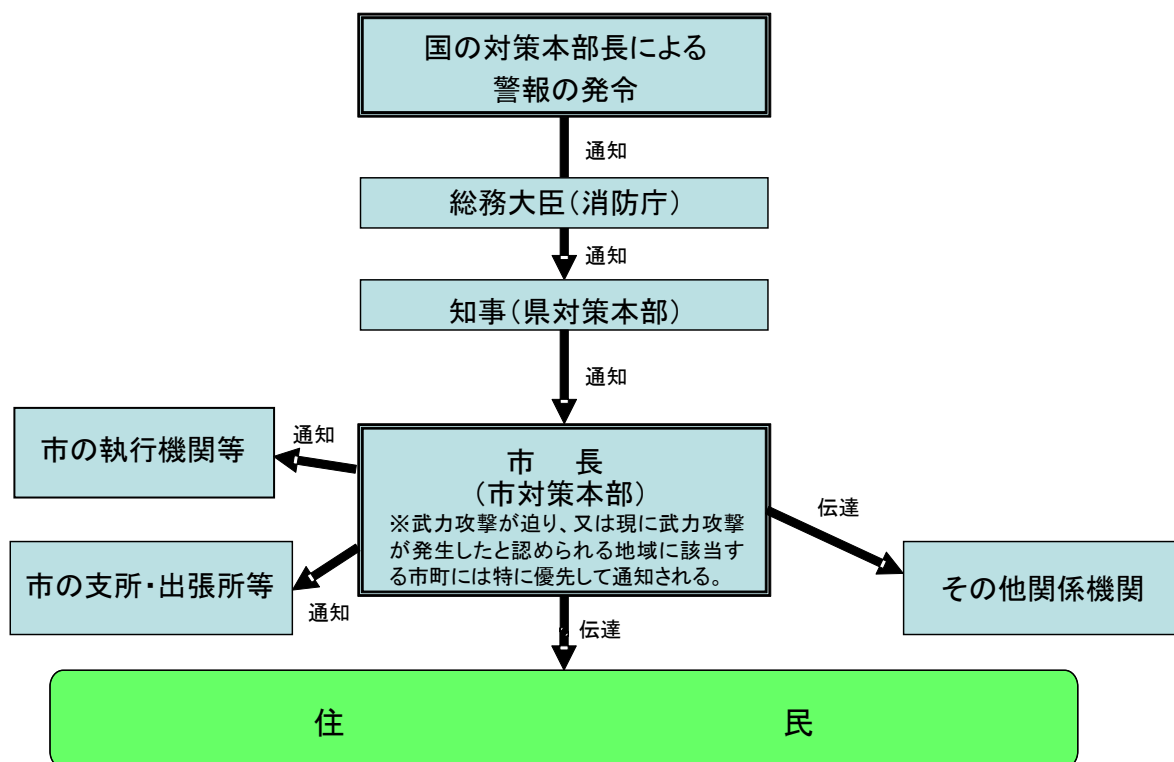
(1) 警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段及び伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公共的団体等に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.toba.mie.jp/>)に警報の内容を掲載する。

図 3-5 警報の通知及び伝達の仕組み



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団及び自主防災組織による伝達並びに自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 消防機関等との連携

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機及び標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、要配慮者に関する避難支援計画等を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の伝達の解除

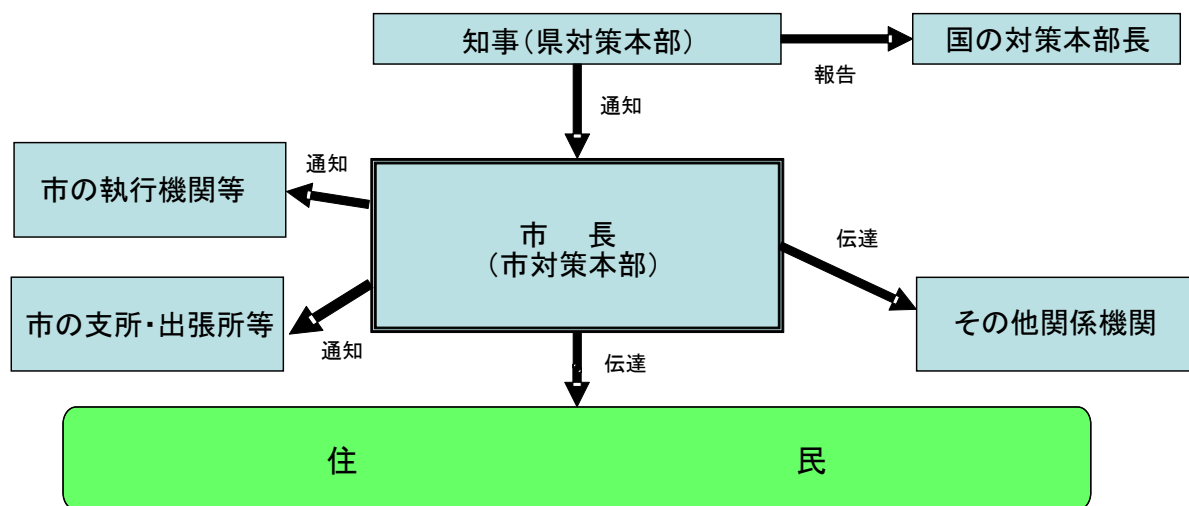
警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他

は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民及び関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

図 3-6 緊急通報の通知及び伝達の仕組み



第2 避難住民の誘導等

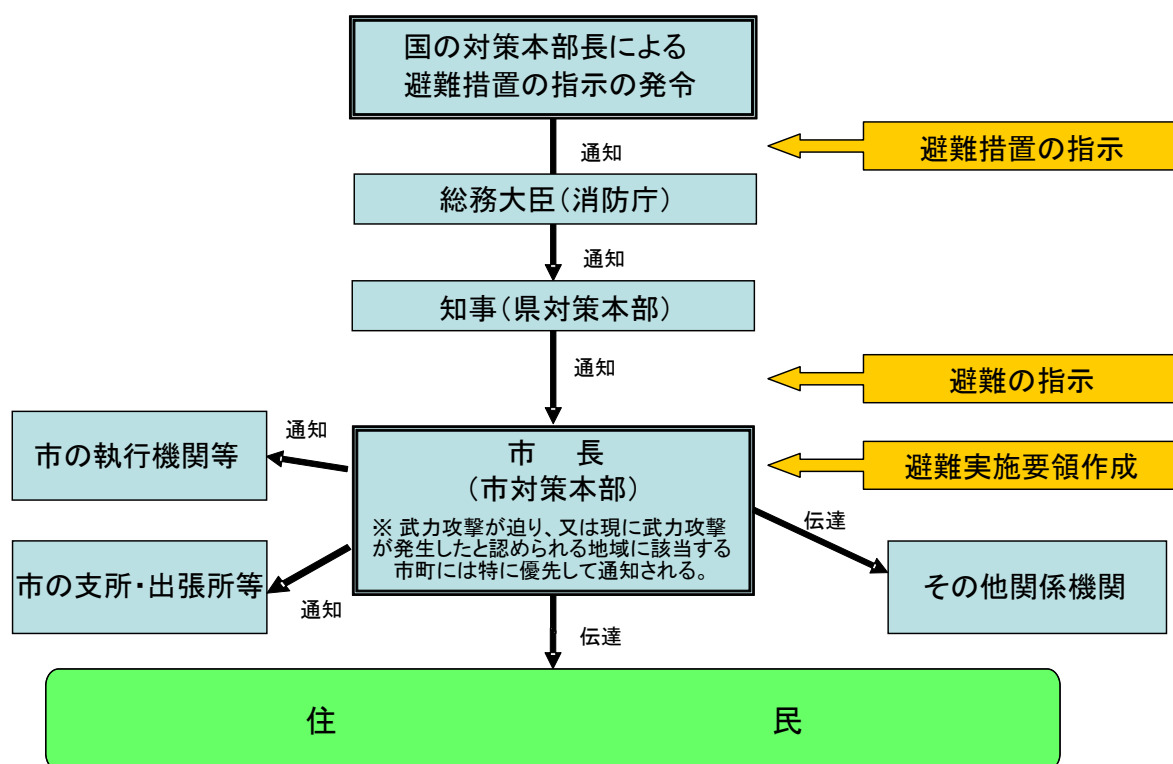
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知及び伝達並びに避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知及び伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報及び現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

図 3-7 避難の指示の流れ



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、そ

の迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難及び有人離島からの全島民避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握(住民、観光客等)
- ④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送)及び海上避難(船舶等海上交通による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整
(県との役割分担、陸海の運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
(避難支援計画の活用)
- ⑦ 海上を含めた避難経路や交通規制の調整
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整
(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

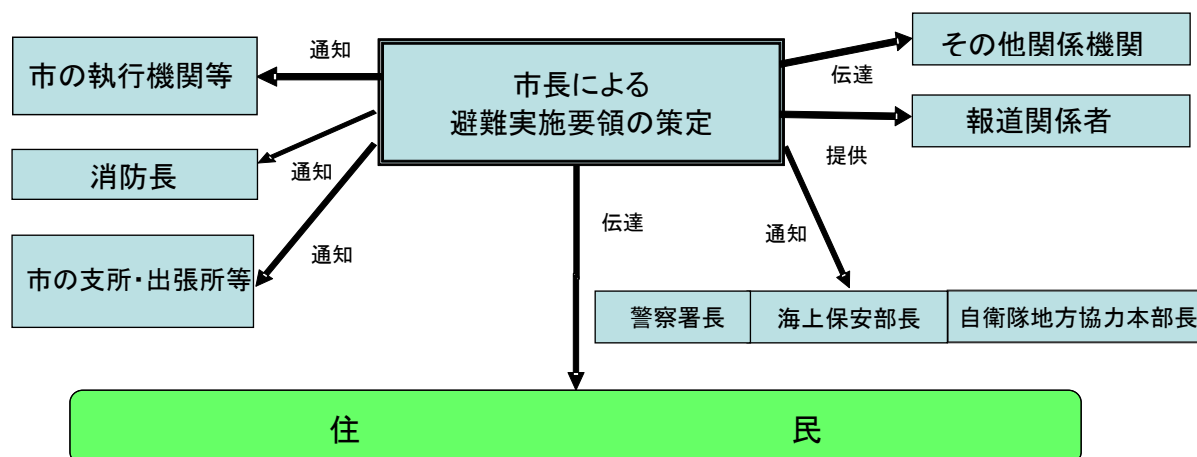
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長、並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

図 3-8 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が

困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織及び自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省

生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

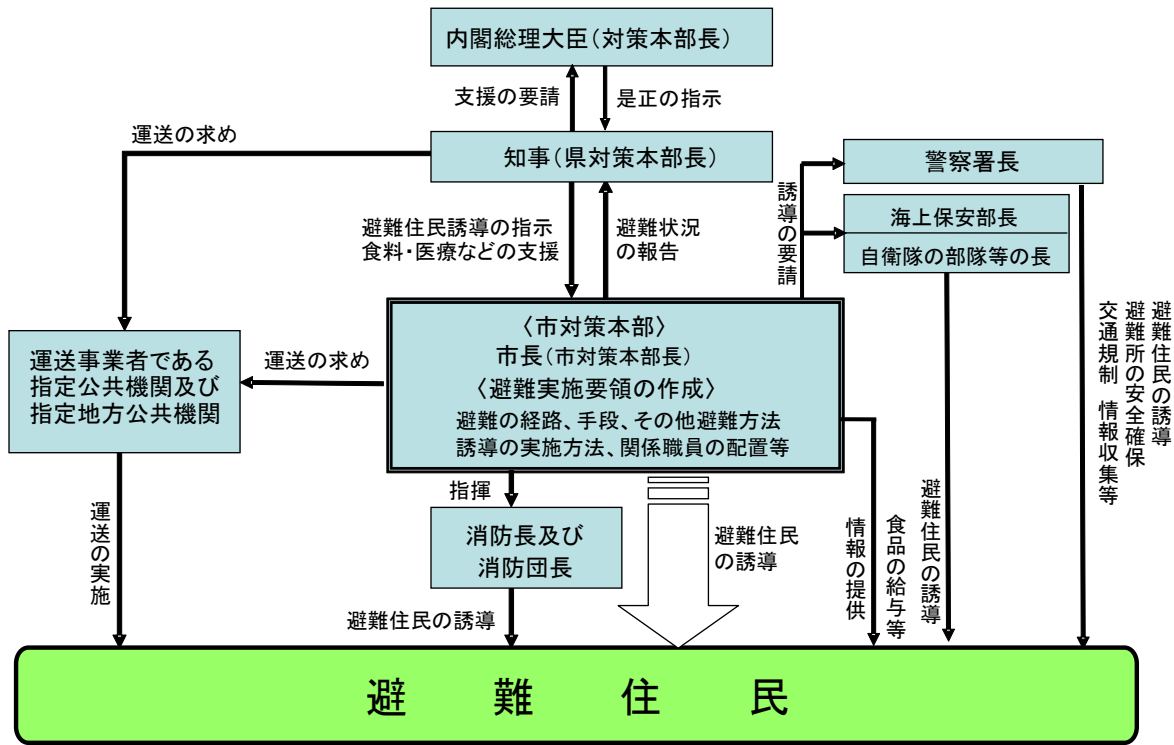
市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供及び関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

図 3-9 避難住民の誘導



第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水・被服・寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性及び必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、要配慮者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所その他関係機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭及び電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第4号(表3-3参照)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号(表3-4参照)により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者並びに回答の相手の氏名及び連絡先等を把握する。

表 3-3 安否情報照会書

様式第4号(第3条関係)		
安否情報照会書		
年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所(居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 ※印の欄には記入しないこと。

表 3-4 安否情報回答書

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日 本 その他()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

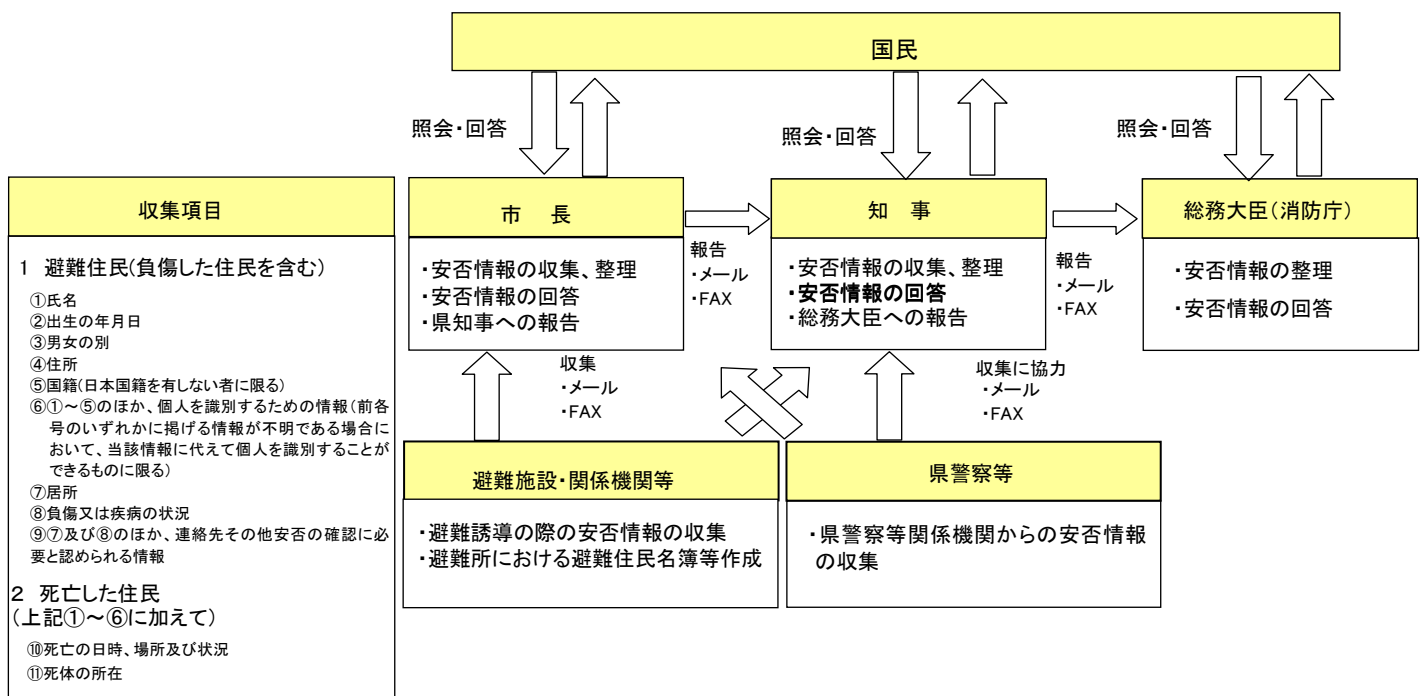
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社三重県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

図 3-10 安否情報収集・整理・提供の流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応及び活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国、県等の関係機関と協力して、市内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識・訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示及び警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、関係機関により、既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供及び現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見及び装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車

等を活用し、住民に広報及び周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

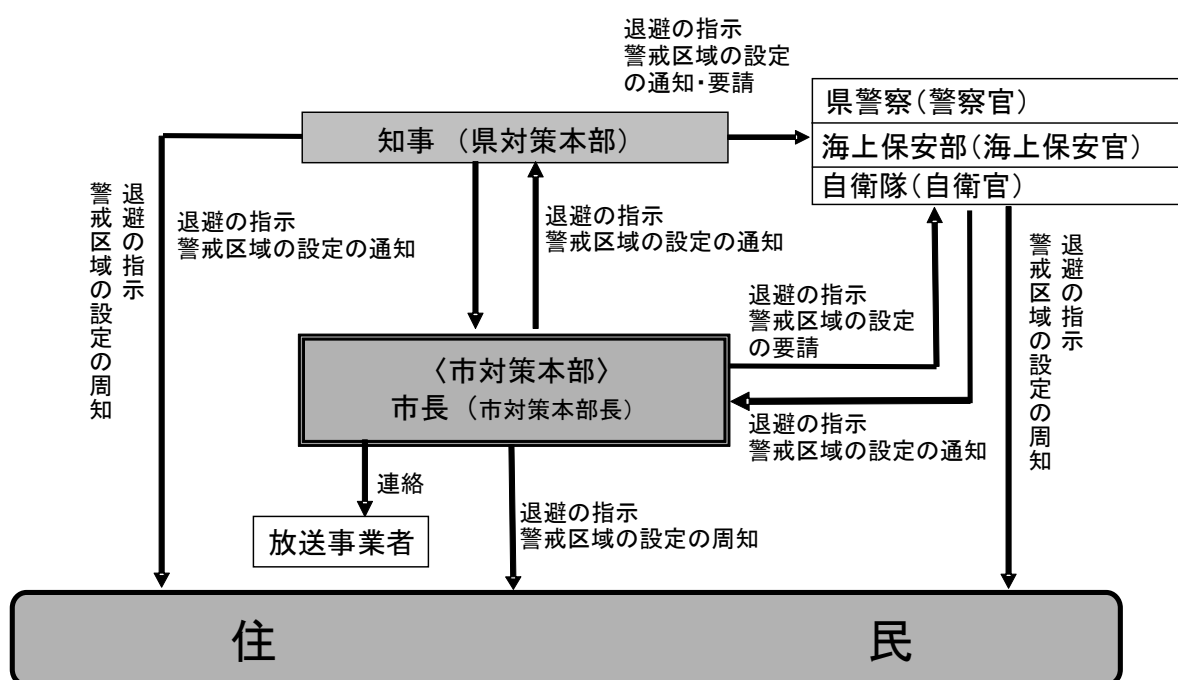
また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

図 3-11 退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置の流れ



3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地及び建物その他の工作物の一時使用又は土石及び竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、被害情報等の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法及び消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に

基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動並びに救助及び救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整及び指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供及びトリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動並びに救助及び救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等の各機関との情報の共有及び連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国及び県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合において、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報及び各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部及び消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物に関する措置命令

市長は、危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【措置1】危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3)

【措置2】危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(法第103条第3項第2号)

【措置3】危険物の所在場所の変更又はその廃棄(法第103条第3項第3号)

表 3-5 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	市長	第12条の3	○	○
備考 (注1) ○は法第103条第3項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物に係る措置を含まないものとする。				

(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告

市長は、危険物の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
また、市長は、(1)の措置1から措置3の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、周囲への影響にかんがみ必要な措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近隣府県の原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合及び県内又は近接する他府県を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。
- ② 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ③ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、避難退域時検査及び簡易除染を行う。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、県、医療関係機関等から被害に関する情報、関係機関の有する専門的知見及び対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材、応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、専門的な放射能、生物剤、化学剤などに関する知識・技能、防護等の装備に劣るため、国及び県等との連携の下、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員の安全を確保した上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国及び県の指示等の下、県と連携し、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)に避難退域時検査及び簡易除染を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関がおこなう汚染の原因物質の特定等に資する情報を、県に直ちに報告する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関がおこなう汚染の原因物質の特定等に資する情報を、県に直ちに報告する。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

表 3-6 市長の権限(法第108条)

	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所及び県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

(1) 関係機関との連携

市は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるように、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 観光客等の生命、身体又は財産の保護

市は、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等とともに、大規模集客施設等における武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から観光客等の生命、身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え

(1) 連携体制の整備

市は、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるように、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。

(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施

- ① 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等を作成する場合には、市は、県と連携して必要な助言等を行う。
- ② 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的を実施する場合には、市は、県と連携して必要な支援を行う。

(3) 観光客、外国人等に対する配慮

- ① 市は、大規模集客施設等の管理者に対して、施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう要請する。
- ② 市は、広域避難場所及び避難路の標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化に努めることとする。

3 武力攻撃災害への対処

(1) 警報又は緊急通報の伝達

市は、大規模集客施設等の規模、管理の主体等に基づき事前に県と分担した結果を基に、大規模集客施設等の管理者に対し、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、

警報又は緊急通報を速やかに伝達する。

(2) 災害発生連絡又は報告

大規模集客施設等の管理者は、当該大規模集客施設等において、武力攻撃災害の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに市又は県に通報するものとする。

(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置

大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、マニュアルを定めた場合には、当該マニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に留意するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話及び市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要並びに人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について定めた様式(表3-7「被災情報の報告様式」)に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

表 3-7 被災情報の報告様式(再掲)

年 月 日に発生した

による被害(第 報)

年 月 日 時 分

三重県 鳥羽市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化及び病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、三重県水道災害広域応援協定に基づき、南勢志摩ブロック又は県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃

に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与及び被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路及び漁港の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

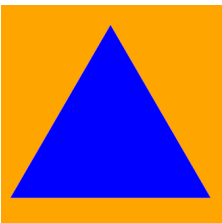
第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))
(身分証明書のひな形)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当))通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供並びに技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携し、実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラ及び特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処について、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案し、決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

